

# ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL:<http://jiyuudouwakai.jp>  
E-mail:[liberal@jiyuudouwakai.jp](mailto:liberal@jiyuudouwakai.jp)

第235号

発行所 自由同和会中央本部  
〒102 東京都千代田区  
-0093 平河町2-3-2  
TEL 03-5275-3641  
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年4回(6・9・12・3月)

定価 1部500円(送料別)  
年間2,000円(送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店  
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局  
平河秀樹

平成28年12月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の、第6条には、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するために、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と規定されていることから、法務省は平成30年度から令和元年度にかけて調査を実施した。

調査の内容、手法等については、公益財団法人人権教育啓発推進センター内に設置された、様々な分野の専門的知見を有する有識者で構成された有識者会議が、関係者からのヒヤリング等を行うとともに、有識者による討議を行なった結果、有識者会議から実施すべきとされた。

①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査

②地方公共団体(教育委員会を含む)が把握する差別事例の調査

③インターネット上の部落差別の実態に係る調査

④一般国民に対する意識調査

以上の4類型について調査を実施し、令和2年6月に調査結果が報告された。

今回はこの4調査の中から、法務省の人権擁護機関が把握する差別事例から一部を抜粋して掲載する。

人権相談は、平成27年から平成29年についての調査。

人権侵犯事件については、平成25年から平成29年についての調査。

	平成27年	平成28年	平成29年
人権相談総件数	404	424	402

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人権侵犯事件総件数	80	110	117	76	103

人権侵犯事件	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
実社会における部落差別等	72 (90.0%)	89 (80.9%)	69 (59.0%)	48 (63.2%)	48 (46.6%)
インターネット上の部落差別等	8 (10.0%)	21 (19.1%)	48 (41.0%)	28 (36.8%)	55 (53.4%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

第2 調査結果

1 法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談

(1) 総論

ア 部落差別等に関する人権相談の総件数

平成27年1月1日から平成29年12月31日までの間に法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談の総件数は、表1-1のとおり、年間400件超で推移している。

表1-1

	平成27年	平成28年	平成29年
人権相談総件数	404	424	402

イ 類型別の人権相談件数

本調査対象を①結婚・交際に関する差別、②雇用差別、③正当な理由のない身元（戸籍）調査、④差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）、⑤特定個人に対する誹謗中傷、⑥識別情報の摘示\*10\*11（以下、これら6つの類型を合わせて「6類型」という。）の類型ごとに分類した結果は、表1-2のとおりであった。

表1-2

類型別		平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別		39 (9.7%)	43 (10.1%)	53 (13.2%)
雇用差別		11 (2.7%)	5 (1.2%)	9 (2.2%)
正当な理由のない身元（戸籍）調査		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為（賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。）		55 (13.6%)	66 (15.6%)	65 (16.2%)
特定個人に対する誹謗中傷		53 (13.1%)	59 (13.9%)	69 (17.2%)
識別情報の摘示		6 (1.5%)	6 (1.4%)	9 (2.2%)
6類型に属しないもの	商品・サービスの提供	3 (0.7%)	5 (1.2%)	5 (1.2%)
	えせ同和	15 (3.7%)	60 (14.2%)	23 (5.7%)
	特定地域に関する質問	240 (59.4%)	245 (57.8%)	197 (49.0%)
	施策等に関する要望一意見・疑問	5 (1.2%)	4 (0.9%)	5 (1.2%)
	その他	76 (18.8%)	143 (33.7%)	152 (37.8%)
合計		404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)

\* 10 識別情報の摘示とは、不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発する目的（以下「差別助長誘発目的」という。）で、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報をインターネット上に流通させる場合をいう。

\* 11 識別情報の摘示に関し、法務省の人権擁護機関では、従前、差別助長誘発目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、部落差別の歴史的経緯やその本質・特殊性等に鑑み、平成30年12月27日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、現在の運用では、原則として、差別助長誘発目的の有無を問わず、削除要請等の措置の対象としている。

## 2 法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件\* 21

## (1) 総論

## ア 部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間に処理された部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数は、表1-11のとおりであった。

表1-11

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人権侵犯事件総件数	80	110	117	76	103

部落差別等に関する人権侵犯事件の総件数は、年によって増減があるものの、顕著な傾向は認められない。

## イ 類型別の人権侵犯事件数

部落差別等に関する人権侵犯事件の類型別の件数は、表1-12のとおりであった。

表1-12

類型別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
結婚・交際に関する差別	10 (12.5%)	17 (15.5%)	11 (9.4%)	11 (14.5%)	9 (8.7%)
雇用差別	3 (3.8%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
正当な理由のない身元(戸籍)調査	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
差別落書き等の表現行為(賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。)	29 (36.3%)	35 (31.8%)	18 (15.4%)	7 (9.2%)	10 (9.7%)
特定個人に対する誹謗中傷	20 (25.0%)	24 (21.8%)	28 (23.9%)	21 (27.6%)	28 (27.2%)
識別情報の摘示	5 (6.3%)	16 (14.5%)	44 (37.6%)	24 (31.6%)	45 (43.7%)
その他	13 (16.3%)	18 (16.4%)	15 (12.8%)	12 (15.8%)	11 (10.7%)
合計	80 (100.0%)	110 (100.0%)	117 (100.0%)	76 (100.0%)	103 (100.0%)

全体として見ると、特定個人に対する誹謗中傷がいずれの年もおおむね4分の1程度を占めているほか、識別情報の摘示が増加傾向にあり、平成29年には、この2類型で部落差別等に関する人権侵犯事件の70%以上を占めている。

識別情報の摘示については、前記第2の1(1)イのとおり、人権相談の件数は年間10件に満たず、人権侵犯事件として立件された件数が人権相談件数を大きく上回っているが、これは、この種の事案の多くが人権相談ではなく、地方公共団体等からの通報又は情報を端緒として立件される場合が多いためである。

一方、差別落書き等の表現行為は、平成25年には全体の30%以上を占めていたものの、減少傾向にあり、平成29年には10%以下となっている。

また、結婚・交際に関する差別は、いずれの年においても全体の10%前後であり、増加ないし減少の傾向は認められない。

このほか、調査対象期間中、雇用差別はほとんど見られず、戸籍調査に関する人権侵犯事件はなかった。

調査対象期間における全体的な傾向として、差別落書き等の表現行為が減少する一方で、インターネット上で行われる識別情報の摘示が増加しているという傾向が顕著に認められる。

## 新しい部落史⑤

## ケガレと差別

灘本 昌久

前回まで、中世賤民の起源について、村落共同体からの排除という問題を中心に述べてきた。中世賤民は、政治権力によって、ピラミッド型の身分体系の底辺に押しやられたのではなく、村落共同体から外側に排除されたということである。このことは、古代の賤民である奴婢(ぬひ)が、ピラミッドの最下層に居ながら戸籍に記載され、個人として把握されていたことと、決定的に違っている。

そのことを押さえた上で、中世賤民の起源や性質を考えるために極めて重要なことは、「ケガレ」の問題である。「穢多」というのが、「けがれおとし」と読めるように、中世賤民の中でも穢多系のグループとケガレの関係は深い。

ケガレを説明するのはなかなか難しいのだけれども、一言で言えば、「災いの元になる淀んだ空気のようなもの」といえばいいだろうか。あるいは、今風にいえばウイルスの混じったエアロゾルというほうが、より近い感じか。このケガレが、時々問題をおこす。たとえば、私の前にネコが寝ているとする。まあ、ネコの語源が「寝る子」らしいので、そのネコが寝ている、何の不思議も差し障りもないのだが、これが死んでいたら一大事である。たとえ、一分前まで生きていて、まだ温かみもあっても、私はオロオロ、家族も

起き出して、大騒ぎである。原稿を書いているので、書き上がるまで死んだネコを放っておこうというわけにはいかない。せめて布でくるんで箱にでも入れて、玄関に出すぐらいのことはしないと、とても仕事は続けられない。これが、ネコだからまじいようなもので、例えば、道を歩いている時に、公園のベンチで酔っ払いのオッチャンが寝ている。と思ったら、死んでいた。となったら、大変である。これは、殺人事件であるかもしれないから一大事なのではなく、死んでいること自体が大問題なのである。我々にとって、生き物は死んだとたん、放置できない存在となる。純粹に科学的、物理的にいえば、たったいま死んだばかりの動物は、生きていた時とたいした違いはないのだけれども、いかにせんAI搭載のロボットとは違って、我々の脳は、死体を前にして、おおいに脳波が乱れざるをえないのである。なぜか。これは、生き物が死んだとたん、そこからケガレが発生し、病気や災いをもたらすという觀念が、我々に染みついていてからである。

そして、人間の死や動物の死だけでなく、時代をさかのぼれば、ケガレの発生源は、今の人々が感じるよりはるかに多い。例えば、私より上の世代、明治・大正生まれの人であれば、女性の生理やお産は、ケガレの発生源と認識していた。なので、近代化の中で、明治五年二月二十五

日、明治政府(太政官)は、「産穢は憚(はばか)るに及ばず」とわざわざ布告している。また、女性は生理にともなう血のケガレに汚染されているとして、いろいろな場面で排除されていたのだが、そうしたことも明治政府は近代化の妨げであるとして、廃止に積極的であった。明治五年三月二十七日、太政官は「神社仏閣の地にて、女人結界の場所これあり候ところ、自今廃止せられ候条、登山・参詣など勝手たるべき事」と布告した。女人禁制の否定である。

もちろん、民衆のあいだでは、お産や血のケガレへの忌避感が後々まで残るのだが、明治時代でこんな調子なので、それ以前は、ケガレに対する忌避感や恐怖感が、想像できないほど強いものであった。たとえば、平安時代の八六三年、宮内省で馬死穢があったので、大祓(おおはらえ)を行ったという記録がある。あるいは、同年、犬が死体をくわえて神祇官に入ってケガレをふりまいたので、建礼門前で大祓を行っている。

こうした、御所や官庁街で動物が死んだことによる部分的、あるいは全面的ロックダウンがしばしば記録に出てくる。動物でさえ大騒ぎなので、人の死に対する恐怖感は一層はなはだしいものとなる。一二世紀にできた『今昔物語(こんじゃくものがたり)』には、人の死を極度に恐れる人々の様子がたくさん出てくる。老法師が体調不良となり、通りがかりの寺の鐘堂で死んだところ、その死

穢を坊主たちが怖がっている間に、盗賊が大鐘を盗む話、あるいは、食事中に藤原貞高という貴族が急死したところ、回りの人々が一斉に逃げ去った話、貴族の女性が病気になったところ、「家で死なせるわけにはいかない」として、兄に家を追い出され、友人にも見捨てられて、鳥辺野で一人寂しく死んだ話など。

当時の法律である「延喜式」などによると、人の死は最も重大で、それに触れた人は甲のケガレとなり、消えるのに三〇日間かかるとされた。そして、そのケガレに触れた人は乙のケガレとなり、乙のケガレに触れた人は丙のケガレとなる、という具合にケガレのランクが下がっていくように定められている。また、お産のケガレの消えるのには七日、動物の死は五日などと、細かく定められていた。

こうした生き物の死、産穢、血のケガレの他、主殺しなどの重大な犯罪や天変地異によってもケガレが発生するとされていた。そして古代や中世の社会では、様々な災いの原因が、ケガレによるものとされ、その管理や処理は、個人の生活上の問題としてだけではなく、政治上の重大事として受け止められていた。時として天皇や將軍の死によって、「天下触穢」が宣言されることもあった。

(続く)

謹賀新年

令和3年